

横浜市中期4か年計画2014～2017の審査方法等に関する 運営理事会協議結果（9月2日）

本年4月に施行された横浜市議会基本条例第13条に基づき議決事件となる「横浜市中期4か年計画2014～2017」は、今後の本市の根幹となる政策の方向性をまとめた重要な案件であるため、議案として提出が想定されている第4回市会定例会において、議員全員構成の特別委員会を設置し、次のとおり審査することとする。

1 特別委員会の名称

基本計画特別委員会（仮称）（議員全員構成）

2 役職

- (1) 委員長1人、副委員長2人（選出は多数会派順）
- (2) 理事会を置く。構成は正副委員長及び交渉会派各1人。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人。（予・決算特別委員会と同様）
- (3) 分科会を置く。構成及び審査区分は常任委員会に準ずる。主査及び主査代理は常任委員会正副委員長。

3 審査方法

原則として、予・決算特別委員会総合審査と同様とする。

(1) 発言持時間制

会 派	自	公	民	結	共	み	ヨ	ク	ネ	計
持時間(分)	71	33	33	22	11	9	4	4	2	189

(2) 通告期間

審査日の前々日（市の休日は除く。）の午後5時まで

(3) 質問者数上限

会 派	自	公	民	結	共	み	ヨ	ク	ネ
質問者数（上限人数）	5	3	3	2	2	1	1	1	1

(4) 質問順位

順 位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
会 派	自	公	民	結	共	自	自	自	自	公	公	民	民	結	共	み	ヨ	ク	ネ

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

(5) 出席理事者

審査日 → 市長以下関係職員 採決日 → 副市長以下関係職員

4 審査の流れ

本会議（議案上程・質疑・基本計画特別委員会（仮称）設置・付託・正副委員長選挙等）



基本計画特別委員会（仮称）（審査日程等協議・議案審査）（1日間）



基本計画特別委員会（仮称）分科会（議案審査）



基本計画特別委員会（仮称）〔理事会・委員会〕（採決）



本会議（議決）